

社会福祉法人 松花苑

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、産後パパ育休、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和6年4月～ 対象者に利用できる制度をわかりやすくまとめたものの作成し説明する。  
法改正、制度改正があれば会議・研修等で周知。  
新採用職員にもわかりやすく周知・情報提供を行う。

目標2：育児休業から復帰後の子育てと仕事を両立できる環境の整備を行う。

<対策>

- 令和6年4月～ 育児短時間勤務や期間限定短時間勤務正職員転換制度を周知し有効に活用できるよう支援を行う。

目標3：所定外労働を削減するために週に1度のノー残業デーを実態に合わせて継続実施する。

<対策>

- 令和6年4月～ 現在のノー残業デーを継続実施。  
問題点、改良点等あれば制度変更を行い、より実効性のある制度にしていく。